

## 新型コロナワクチン接種に保護者が同伴できない場合の委任状について

16歳未満の方が新型コロナワクチン接種を受ける場合、保護者（父、母、後見人）が同伴することが原則ですが、保護者がやむを得ない理由により同伴できない場合は、接種を受けるお子さんの健康状態を普段からよく知っており、予診票の質問事項についてしっかり回答できる親族（祖父母等）などが同伴し、接種を受けることも可能です。ただし、その場合は、**保護者が記載した委任状が必要です**。保護者以外の方が同伴する場合は、接種当日までに保護者が委任状を記入（同伴者氏名は同伴者が自署）し、予診票と一緒に医療機関へ提出してください。

# 委任状

令和 年 月 日

### 保護者（委任者）

住所：城陽市 \_\_\_\_\_

氏名（保護者自署）： \_\_\_\_\_

緊急時の連絡先電話番号： \_\_\_\_\_

私は、以下の者に本日の新型コロナワクチン接種に関する一切の権限を委任します。

ワクチン接種を受ける子どもの名前： \_\_\_\_\_

### 同伴者（代理人）

住所： \_\_\_\_\_

氏名（同伴者自署）： \_\_\_\_\_

ワクチン接種を受ける子どもとの関係（続柄）： \_\_\_\_\_

連絡先（電話番号）： \_\_\_\_\_

\*本委任状は、接種した医療機関等により、予診票とともに城陽市健康推進課に提出されますので、ご了承ください。